対

象

な

n

主

4

補助対象世帯判定フローチャート

START

婚姻日・パートナーシップ (甲州市又は 山梨県)登録日は令和6年1月1日か ら令和7年3月31日までの間ですか?

【婚姻日等】令和 年 月 日



はい

婚姻日・パートナーシップ (甲州市又は 山梨県) 登録日の年齢は、お二人とも 39 歳以下ですか?

【婚姻日等の年齢】

Aさん:___歳、Bさん:___歳



はい

令和 5 年中 (R5.1.1~R5.12.31) のお二人 の所得の合計金額は 500 万円未満です **か?**

【令和5年中の合計所得金額】

Aさん: +Bさん: 円①<500万円



はい

お二人のうち、令和 5 年中(R5.1.1~ R5.12.31) に貸与型奨学金を返済した方 はいますか?

甲州市の魅力については、甲州市移住支援ポータルサイト

「甲州らいふ」をチェック!

【令和5年中の返済額】

Aさん:	円
+Bさん:	円
=	円②



いいえ

はい

お二人の合計所得金額から、令和5年中 (R5.1.1~R5.12.31) の奨学金返済額を差 し引くと、500万円未満ですか?



(1):	円
-2:	円
=	円<500万円



はい

以下全てに該当しますか?

- □補助金の申請を行う日からお二人の双方又は一方が5年以上継続して甲州市内に居 住する意思がある
- □お二人とも市税等に滞納がない
- □お二人とも、過去にこの制度と同様の補助金その他の公的制度による住宅に係る補助 等を受けていない
- □補助金の申請を行う日において、お二人の双方又は一方の住民票の住所が補助対象住 宅の住所にある

【住民登録(予定)日】Aさん: 年 月 日、Bさん: 年 月 日



はい

詳細及び申請様式 はこちらから

対象となる可能性があります。

申請を希望する方は、市 HP をご確認いただき、必要書類をご用意の上、 政策秘書課窓口または郵送でご提出ください。



申請期限

令和7年3月31日(月)まで

※予算の上限に達した時点で受付を終了する場合があり ますので、申請される方はお早めにお願い致します。

令和6年9月2日 受付スタート

お問い合わせ・申請書類提出先

404-8501 山梨県甲州市塩山上於曽 1085 番地 1 甲州市役所 政策秘書課 政策調整担当 **2**0553-32-5064